省　令

○文部科学省令第四十号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、高等専門学校設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月十七日

文部科学大臣　萩生田光一

高等専門学校設置基準の一部を改正する省令

高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
第八条　［略］	**第八条**　［同上］
第八条の二　第六条第二項に規定する一般科目を担当する専任者の数及び同条第三項又は第四項に規定する専門科目を担当する専任者の数を合計した数に五分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であつても、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であつて、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成について責任を担うもので足りるものとする。	［条を加える。］
（課程修了の認定）	（課程修了の認定）
第十八条　［略］	**第十八条**　［同上］
2　前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第十七条の二の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。	2　前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第十七条の二の授業の方法により修得する単位数は三十単位を超えないものとする。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第二十六号

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行に伴い、並びに自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十七条第五項第二号、第二十五条第四号及び第二十七条第十項第四号の規定に基づき、自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月十七日

環境大臣　小泉進次郎

自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令

自然環境保全法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（原生自然環境保全地域内における行為の制限の対象とならない行為）	（原生自然環境保全地域内における行為の制限の対象とならない行為）
第三条　法第十七条第五項第二号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。	**第三条**　法第十七条第五項第二号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。
一～四　（略）	一～四　（略）
四の二　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による同法第二条第一項に規定する特定外来生物（以下「特定外来生物」という。）の防除のためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これらに類するものを設置すること。	四の二　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による同法第二条第一項に規定する特定外来生物（以下「特定外来生物」という。）の防除のためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これに類するものを設置すること。
五　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十条第一項に規定する漁業権又は同条第七項に規定する入漁権に基づき水産動植物を捕獲し、若しくは殺傷し、若しくは採取し、若しくは損傷し、又はこのために漁具を設置すること。	五　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六条第一項に規定する漁業権又は同法第七条に規定する入漁権に基づき水産動植物を捕獲し、若しくは殺傷し、若しくは採取し、若しくは損傷し、又はこのために漁具を設置すること。
六～十八　（略）	六～十八　（略）
（特別地区内における許可等を要しない行為）	（特別地区内における許可等を要しない行為）
第十九条　法第二十五条第十項第四号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。	**第十九条**　法第二十五条第十項第四号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。
一　工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの	一　工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの
イ～ノ　（略）	イ～ノ　（略）